悪魔と天使の法学入門

筑波大学准教授　星野　豊

第21話

教育費の未納

【悪魔】　学校の行事の費用や給食費を生徒の保護者が支払わないことが、かなり深刻な問題になっているそうですね。入学金を納めていなかった生徒を入学式に出席させなかったことが批判されたりしていますが、それはどうしてなのですか？　お金がなければ学校に通えない、ということは、昔から当たり前でしょう？

【天使】　現在ではむしろ逆だと言って差し支えない。かつては教育費を支弁できないために優秀な人材が学校教育を受けることを断念せざるをえない事態が後を絶たなかったわけだが、そのことによる社会的な損失は図りしれないものがある。

また、教育を受けるのは児童生徒本人であり、教育費の支払義務を負っているのは保護者であるから、保護者の義務違反を理由として児童生徒本人に対して教育上必要な利益を与えないとする制裁を加えることは、実質的に児童生徒本人の責めに帰すべきでない事情に基づいて不利益を与えているに等しく、学校教育の意義を著しく減殺させるものとなる。

加えて、実際、教育費の支払いを滞納する保護者にしても様々な事情があり、当人等のみに責任があるとは言えない場合も少なくないようだから、一律に教育費の未納者を学校教育から切り捨てることは、可能な限り避けるべきこととされているのだ。

【悪魔】　何をおかしなことを言ってるんですか。世の中のあらゆることにはそれぞれお金がかかっていて、何かしてもらおうとするのであれば必要な分だけお金を払わなければならない、というのは、一番基本的な決まりごとでしょう？

優秀な子どもを学校に通わせることが必要だというのなら、そのように考える人が集まってそのためのお金を蓄えるべきですし、子どものために必要な費用を保護者が払わないことがけしからんのであれば、保護者から子どもに関する法律上の権限を取りあげなければいけませんよね。まして、払わない保護者にもいろいろ事情があるとかいうのは、言い訳を通り越して詭弁ですよ。そんなことを言い始めたら、すべての借金や支払いは、「いろいろな事情がある」の一言で支払わずに済んでしまうはずです。そこまでして子どもたち全員に教育を施すことに、

本当に意味があるんでしょうか？

【天使】　言っても分からないかもしれんが、そこが経済取引と教育との根源的な違いなのだ。通常の経済取引であれば、金員の支払いと対価としての物やサービスの提供とは、即時に効果を生じさせることが基本となっているわけだが、教育に関しては、その効果、すなわち、児童生徒が教育を受けたことによる人格的な成長が、相当長期間を経て初めて明らかになってくる場合が少なくない。そのようなことを考えるのであれば、すべての児童生徒について、将来成長して次世代や他人のために大きな貢献をする可能性は否定できないわけであり、現在における教育費の未納を理由として児童生徒の将来の可能性を閉ざしてしまうことは、教育機関としては行ってはならないことと考えられる。

もう一つ、これはやや現実的な話になるが、教育費のうち、給食費など一部のものについては、教育を現に担当する教員が児童生徒を通じて徴収する仕組みとなっていることが多いため、個々の家庭の事情に具体的に配慮しつつ、当該児童生徒に対する教育効果を見極めながら対処を行うことが、無用のトラブルを誘発させないためにも、事実上必要になっているわけだ。

【悪魔】　失礼ですが全く理由になっていませんね。教員は教育の専門家であって債権回収の専門家ではないんですから、よけいな仕事をさせることはかえって子どもまで巻き込んだトラブルの原因になりかねませんよ。

それに第一、支払われなかった分の教育費は、誰が肩代わりしているんですか？　一部の保護者が支払わないことを見越して多めに金額を決めているのなら、他の保護者がその分を負担していることになりますし、公的な資金から補填をしているのなら、納税者全体が負担をしていることになりますよね。

いずれにしてもですよ、無理をしてでも真面目に払う人がいる一方で、払わなければ誰かが肩代わりしてくれる、という仕組みを子どもたちが気づかないとでも思ってるんですか？　そうやって必要なお金を支払わずに済んでしまった人たちが、将来立派な人間になって世の中のためになることをしてくれるはずだ、というのは、信じろと言われても無理なような気がしますがねぇ。